

本市で投票できるのは 20歳以上の選挙人名簿登録者

本市で投票できるのは、日本国籍を有する人で、次の二つの要件を満たし、本市の選挙人名簿に登録されている人です。

- (1)昭和五十五年六月二十六日以前に生まれた人
- (2)平成十二年三月十二日以前から市内に住所があり、投票日当日まで引き続き市内に住所がある人

3月13日以降の転入者は 前住所地の市区町村の投票所で

平成十二年三月十三日以降に市外から本市に転入した人は、前住所地の市区町村で投票していただくことになります。前住所地の選挙人名簿に登録されているかどうかは、前住所地の選挙管理委員会を確認してください。

6月12日以降の市内転居者は 前投票所で

本市の選挙人名簿に登録されている人で、平成十二年六月十二日以降に市内で転居した人は、前住所地の投票所で

投票してください。この場合で、衆議院小選挙区の第二区と第三区の区域をまたいで転居した人は、衆議院小選挙区選挙では、前住所地の選挙区の候補者を選んでいただくことになります。

入場券で

投票所の確認を

投票所入場券は、世帯ごとに封書で六月十六日ごろから郵送します。封筒には、同じ世帯の有権者の入場券が入っています。入場券には投票所が明記されていますので、投票日には自分の投票所を確認した上、各自の入場券を持参してください。入場券に記載されている投票所以外では投票できません。

入場券をなくしたら 免許証などを持参して

投票日までに入場券が届かなかったり、入場券をなくしたりしたときでも、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば、入場券がなくても投票することができます。運転免許証や保険証など、本人であることが証明できるものを持って、当日、所定の投票所へお出掛けください。

投票用紙は4種類 投票用紙が違くと無効に

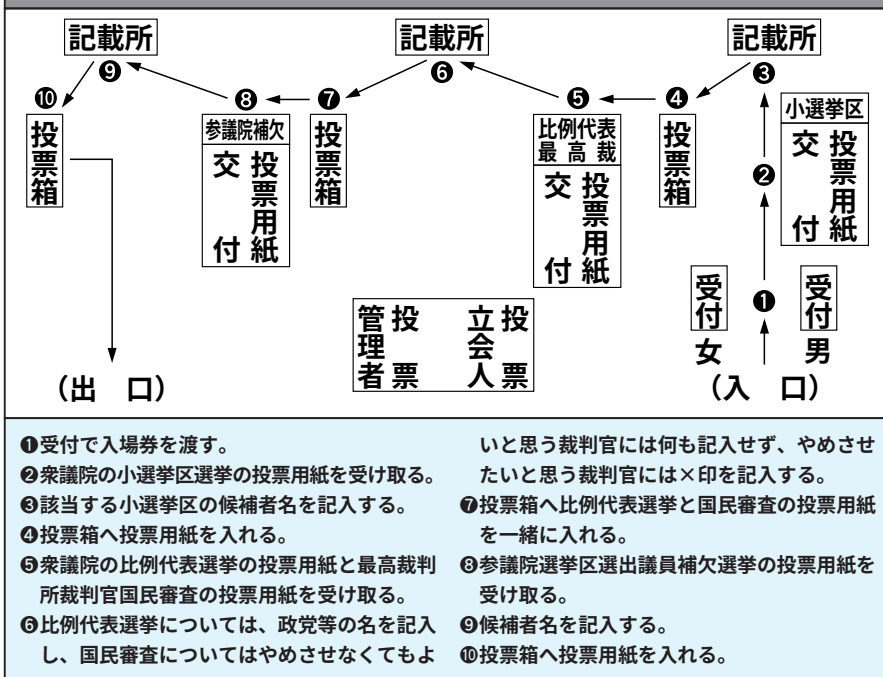
今回の選挙では、衆議院の小選挙区・比例代表選挙と最高裁判所裁判官国民審査、参議院補欠選挙の四種類の投票用紙があります。下図の投票順序に従って投票してください。投票用紙を間違えると、皆さんの貴重な一票も無効になってしまいますのでご注意ください。

なお、衆議院小選挙区選挙については、第二区の人には第二区の候補者、第三区の人には第三区の候補者に投票してください。自分の選挙区以外の

「選挙公報」で 候補者の政見や人柄を

大切な一票を投じるためには、政党や政治団体の政策、候補者の政見などを、また、国民審査では審査対象となる裁判官を知ることが大切です。六月二十二日ごろまでにお届けする「選挙（審査）公報」を参考にしてください。もし、届かないときは、市選挙管理委員会またはお住まいの地区の市民センター（中部地区を除く）へお問い合わせください。

投票の手順（配置はそれぞれの投票所で多少異なります）



候補者名を書くとき無効になります。

投票用紙の色

- ▲ 衆議院小選挙区選挙：クリーム色に黒刷り
- ▲ 衆議院比例代表選挙：水色に赤刷り
- ▲ 最高裁判所裁判官国民審査：白色に黒刷り
- ▲ 参議院選挙区選出議員補欠選挙：ピンク色に黒刷り

代理投票・点字投票は 係員にお申し出を

身体が不自由などの理由で、投票所で投票用紙に記入できない人は、投票所の係員に申し出てください。係員が投票のお手伝いをします。また、点字で投票される人も、投票所の係員に申し出てください。